埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

家事審判所の創設：教育法史からの考察（序）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-02-18 キーワード (Ja): キーワード (En): court of domestic relations, imperial diet, counselor 作成者: 長沼, 秀明 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1452

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

家事審判所の創設 ― 教育法史からの考察 ―（序）

長沼秀明

はじめに

昭和二三年（一九四八）一月一日、「家事審判所」という名の裁判所が創設された。家事審判所は同日施行の家事審判法に規定された裁判所であり、日本国憲法制定をうけて全面改正された民法第四編「親族」および第五編「相続」の施行日にあわせて誕生した。[*1]

前年の憲法施行日（五月三日）に発足した最高裁判所は家事審判所について「家庭事件、言い換えれば、家庭内や親族の間に生じた争の事件や争でない重大な事柄の事件をやさしい手続で、早く、親切に、しかも、適切に処理する家庭事件専門の裁判所」[*2]であると説明する。「義にも欠け情にも全からぬ」「血で血を洗う争」の「家庭事件」を「理想的に解決」[*3]するためには、いったい、どうすれば良いのか。その重要な一つの解決方法が「民間の有識者」の家事審判所への参画であった。[*4]

家事審判所を創設した目的は「國民をして改正民法に従い平和な家庭生活と健全な親族共同生活を營ましめるため、家庭事件について氣安く公権的判断を受けさせること」[*5]にあった。そして、家事審判所が審判および調停の対象とする家庭事件は、一般の事件と異なり、裁判官が法律のみを適用して処理することは不適当であり、「民間人の關與によつて、親族間の情誼と義理人情とを考慮した」具体的妥当な処理をすることが必要[*6]とされた。

東京家事審判所主席審判官[*7]（当時）の佐伯俊三は、家事審判所の創設から四ヵ月後の憲法施行一周年に稿了した論説において、つぎのように述べている。

民衆の隣りにある裁判所として必要なものは何か。それは親切である。親切とは此の場合、明日の希望を與へることである。我々は黒白の冷嚴なる軍配を擧げることを以て能事終れりと爲すことは出來ぬ。事件の解決を轉機として全部の關係者が明日に生き、明日の光明を仰ぐが如くに處置せねばならぬ。そこに家事審判所がその本來の裁判機關たる職能の外に啓蒙機關、教化機關、救済機關たる社會的福祉的機能を持つと謂ふことの必ずしも行き過ぎでないことを知るであらう。[*8]

本稿は「啓蒙機關、教化機關、救済機關たる社會的福祉的機能を持つ」「民衆の隣りにある裁判所」として機能することを期待されて創設された家事審判所を教育法史の視点から考察せんとす

るものである。

一　家事審判所への期待と懸念

（一）家事審判所の構想

「家庭事件について氣安く公権的判断を受けさせること」[*9]を目的とする家事審判所は「所謂争訟や刑事事件を取り扱う裁判所とは別な特別な施設とする必要がある」[*10]。家事審判所発足二ヵ月前の昭和二二年一〇月下旬、『朝日新聞』は「家事審判所設置の意義」と題する社説を掲載し「法律専門家たる裁判官と、世故人情に通じた民間人とが一体となつて、家族間の情誼を考慮しつゝ、家庭事件の紛争を解決することとなつた」[*11]と、家事審判所創設の意義を評価する。

実は、家事審判所創設の構想には長い歴史があった。右の社説には、つぎの記述がある。

およそ家庭内や親族間の紛争を、親子、兄弟、夫婦らが互に原被両告に分れて、公開の法廷で争うという訴訟制度は、家庭の平和と親族間の共同生活を維持する上から望ましくないので、これが円満な解決をはかるため、裁判官と民間識者とを加えた家事審判所を設置すべしとの要望は、多年各方面からとなえられていたが、昭和十四年になつてやつと家庭事件について調停を行う制度として人事調停法が設けられ、ついで今回の家事審判法となつた。民法の根本的な改正が、家事審判所の設置となつて結実したわけだが、市民生活に関する法の歩みが如何に遅々たるものであるか、この一例でもよく判る。[*12]

「遅々たる」「法の歩み」が一気に変化したのは、確かに、わが国の敗戦をうけた日本国憲法の制定であり、それに伴う民法（家族法）の全面改正であったことは言うまでもない。しかしながら、右の社説が言うとおり、家庭事件の「円満な解決をはかるため、裁判官と民間識者とを加えた家事審判所を設置すべしとの要望は、多年各方面からとなえられていた」ことは、たいへん重要である。[*13]

戦後に創設された家事審判所の構想については『朝日新聞』に、右の社説が掲載される約一年前、きわめて重要な記事が見られる。敗戦から一年三ヵ月が経過した昭和二一年一一月一九日の記事である。全文を掲げよう。

調停を先行させる　家事審判所の構想

民法改正案要綱では「親族相續に関する事件を適切に処理するため、速かに家事審判制度を設けること」となつてをり、司法省では速かにこれを具体化するため、貴族院議員、作間耕逸氏を委員長とする家事審判制度調査委員會に諮問した結果、同委員會は十月末から審議を重ね、十八日午後の會議で大体の構想を次のやうに決定した。

一、家事審判所の構成＝現行裁判所構成法に代つて制定される裁判所法に基く地方裁判所の一組織として設置される。地方裁判所の支部が設けられる現在の區裁判所の所在地にも設置されるので、数は大体區裁判所と同数になる。憲法上の裁判所であるから、當然審判官には裁判官が就任する。たゞし裁判官のほかに民間有識者をもつて参與員とし、現在の調停委員以上の補助活動をさせる。はじめは審判官そのものを民間有識者から任命し、人事訴訟の民主化を圖るべしとの主張

もあつたが、この考へ方は実現困難となつたわけである。

一、調停先行主義＝家庭に関する一切の紛争につき訴訟事件、たとへば離婚の訴の如きは必ず調停手續を先行させる。調停不備の場合訴訟となる。〔以下略――引用者〕

一、手續の非公開＝家庭事件の性質上非公開を原則とする。判断資料については申立による當事者主義によらず、進んで職権によつて蒐集にあたる。

なほ、我妻、中川、兼子各帝大教授、堀内判事、毛受弁護士と奥野民事局長を起草委員にあげ、來る通常國會に提案できるやうに條文の起草を進めることとなつた。[14]

右に報道されている「家事審判制度」の「大体の構想」は現実に制定されることになる家事審判法規の骨子そのものであると言ってよい。[15] 起草関係者の名も見える。そして、右の「大体の構想」が審議・決定されたのは昭和二一年十月末から十一月中旬にかけてのことであったことが見てとれる。

稲田龍樹によれば、家事審判法を制定する方針が臨時法制調査会（昭和二一年七月設置）第三部会第二小委員会（民事法関係担当）で決定されたのは同年九月七日のことであったという。[16] 同月一二日から一七日にかけ、家事審判法要綱案が作成されて「家事審判法案の立法作業がスタートした」。[17]

同年一一月三日、日本国憲法公布により「新憲法を前提として」「家審法起草原案などの立法作業が進み」[18]「とりわけ家事審判事項が甲類事項と乙類事項に区分され、手続法上かなり精緻な規定に整えられた」。[19] 翌二二年三月、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」の立法作業が開始され、翌月四月一九日に公布される。稲田は言う。

この間、GHQ、議会もすべて応急措置法案の審議で忙殺された。しかし、司法省民事局の民法調査室は親権や氏などの重要事項などについて修正立案に没頭した。[20]

民法（家族法）および家事審判法の制定において司法省民事局民法調査室が果たした役割は決定的に大きいのである。[21]

（二）帝国議会での審議

まず本稿では、戦後の帝国議会における家事審判所に関する審議内容のうち「家事審判制度」の「大体の構想」[22]が審議・決定されることになる直前の時期になされた議論を見ることにしよう。[23]

A・家事審判所へ期待する山下春江

戦後の帝国議会で家事審判所に関する発言が最初になされたのは第九〇回帝国議会である。昭和二一年八月一四日の衆議院建議委員会の議題「家事審判所設置に關する建議案（山下春江君提出）（第四十五號）」が、それである。先に見た「家事審判制度」の「大体の構想」[24]が審議・決定される二ヵ月半前にあたる。

日比野民平委員長が「次は日程第一五、家事審判所設置に關する建議案を議題と致します、提案者山下春江君の趣旨辯明を求めます」と促す。山下春江は日本進歩党に所属する女性議員である。同年四月十日に実施された第二二回衆議院議員総選挙で当選した、日本で最初の女性代議士の一人であった。山下は言う。

「ポツダム」宣言を受諾して以來、滿一年を經過致しました今日、想つて見ますれば、平和愛好者であり平和維持者でなければならなかつた私達女性が力が足りませぬ爲に有史以

來最大の屈辱と悲境の中に祖先を辱しめ、子孫に不名譽な歴史を殘しましたことに對しまして、深き懺悔を致さなければならないと存じて居ります、只今の所、日本の男子と女子とは遺憾ながら大きな「ハンデキヤップ」のあることを認めなければなりませぬが、是は本質的なものではなく、長い間女子を隷屬化して、教育と經驗とを乏しくする法律上の無能力者であつたからだと存じます、今度の新憲法に依りますと、第十三條に於きましては公法上に於て、第二十二條は私法上に於て男女が平等であるべきことを規定されましたけれども、長い間の因襲に閉されて居りました家庭の爭ひ、血族親族を縛る葛藤は、假令それが民法、民事訴訟法に依り法の裁きが付けられるとは言へ、勝負以外のものは儼として縺れの儘存在し、常に弱い者、女の立場は暗い日蔭に泣かされて居ります、是は民主主義日本再建工作から言ひましても、誇るべき平和人として世界の指導者たらんとする日本男子の爲にも決して幸福なことではないと存じます、民族の性格である母、女を早く「レベル」を引上げまして、幸福にすることが現下喫緊の急務と考へまして、國の費用に依る家事審判所の設置を要望致すものでございます、此の家事審判所の設置に當りまして、振返つて只今の民法上の立場から之を考へて見ますと、婚姻や離婚や或は財産の分配等に關しまして家庭内に紛爭が生じました場合、之を解決する一つの方法として、現行制度の上では訴訟手續に依ることになつて居りますが、此の方法に依ります時は裁判所の公開の法廷に於て、煩瑣な手續きに依つて審判せられ、特に嚴格に法律を適用せられる場合

（四）

には事件の性質上、兎角最善の結果を得ることを保し難いのであります、隨て眞に究極的に事件を解決し得ない憾みがあります、更に訴訟手續等には多くの費用と時間とを要します、當事者の負擔も決して少くありませぬ、此の弊害を除去する爲め、調停制度、特に人事調停と云ふものがありますが、之に依ると簡易な手續に依つて道義と温情とを以て事件を解決する途が開かれ、前に述べましたやうな訴訟手續の缺陷は或る程度之を補ふことが出來ることになりました、併しながら調停は當事者の合意を根幹とする爲め、弱者の立場に立つ女子の利益は男子に比して十分には保護せられないのみならず、純身分法上の問題に關しましては調停に確定力がなく、調停の結果を實現するには、結局其の當事者の誠意に俟たなければならないのでありまして、是れ亦究極的に問題を解決するには困難を生ずる場合が澤山あります、以上申上げましたやうに、現行の制度の下に於きましては、家庭に關する紛爭を理想的に解決するには尚ほ不十分の點もありますので、訴訟又は調停に依ることに依つて生じます弊害を除去し、事件を急速妥當に且つ究極的に解決する途として家事審判所の設置を要望する次第でございます

敗戦から一年。二ヵ月前には「帝国憲法改正案」が帝国議会に提出され、審議、修正が進んでいた。日本国憲法の精神をふまえ、山下は女性を「幸福にする」ために「國の費用に依る家事審判所の設置を要望」する。「調停制度、特に人事調停」は「簡易な手續に依つて道義と温情とを以て事件を解決する途」ではあるが、調停は「當事者の合意を根幹とする爲め、弱者の立場に立つ女子

の利益は男子に比して十分には保護せられない」こと、また「純身分法上の問題」に関しては「調停に確定力がなく、調停の結果を實現するには、結局其の當事者の誠意に俟たなければならない」と、人事調停法の欠陥を指摘する。そして、「訴訟又は調停に依ることに依つて生じます弊害を除去し、事件を急速妥當に且つ究極的に解決する途として家事審判所の設置を要望する」のである。

では、新たに設置される家事審判所の構成は、いかなるものであるべきか。山下は続ける。

家事審判所の構成は、法律専門家たる裁判官と、世故人情に長けました る非裁判官、非法律家でございますが、それに婦人を交へましたものに依つて構成され、不公開の場所に關係人、本人の出頭を求めまして、簡易な手續に依つて懇談的に事の眞相を究め、嚴格に法律のみに依らないで親族間の情誼を考慮して調停又は審判をなし、之に究極的な研究力を持たしめるべきであると考へます、尚ほ家事審判所に於ては本來訴訟事件に屬する紛爭のみでなく、身分法上の許可事件等、非訟事件に屬する事件をも扱ふことになりますれば、其の存在の意義は更に大なるものがあると考へられます

「法律専門家たる裁判官」と「世故人情」に長じた「非裁判官、非法律家」に「婦人を交へ」ることを求めていることが重要である。

特に此の度の憲法改正草案第二十二條に依れば、夫婦は平等の權利を有することを基本として婚姻が維持されなければならず、婚姻其の他家族に關する事項に付きましては、個人の權威と兩性の本質的平等に立脚して法律が制定されなければならないと考へます、此の憲法成立の曉には現行民法も當然此の線に沿つて改正され、女子は法律上男子と同等の地位を有することになると信じますが、經濟的、生理的其の他の色々な事情に依りまして、事實上男子に對して弱者たる地位に立つことは免れないであらうと思ひます、隨て眞に女子の個人的人格を尊重し、兩性の平等を保障する爲には、是非とも國に於ても女子の身分上、其の他の問題に付て更に能く後見的機能を果し得るやうな制度、機構を設ける必要があると考へます、此の意味に於きまして家事審判所は憲法の趣旨に副ふ一つの機構として大なる意義を有すると考へるのであります、此の審判所が扱ひますことに付きまして、民法の線に沿ひまして一つの例を以て申上げたいと存じましたが、時間を取りますのでそれは省略致します

日本国憲法が定める両性の本質的平等を保障するために「女子の身分上、其の他の問題に付て更に能く後見的機能を果し得るやうな制度、機構を設ける必要がある」とし、「家事審判所は憲法の趣旨に副ふ一つの機構として大なる意義を有する」と結論づけるのである。そして、こう結ぶ。

之を要しますのに、結局斯う云ふ機構を作り、民法を改正致しましても、何と申しましても男子の方の本當の義侠的な理解ある支持と御協力がなければ、此の運營を全うすることは出來ないと存じます、此の意のある所を政府でも能く御檢討下さいまして、急速に日本の女子の幸福になれる最大の機構として考へました此の案に對しまして、速かに御可決戴けますやう懇願致す次第でございます

（五）

山下は「日本の女子の幸福になれる最大の機構」としての家事審判所が、その「運営を全うする」ためには「男子の方の本當の義侠的な理解ある支持と御協力」が必要であるとし、家事審判所の運用は男性の理解と協力が必須であることを強調するのである。

山下の建議案に対し、政府委員（第一次吉田茂内閣）の中村又一（日本進歩党）は、つぎのとおり答弁している。

家事審判所設置に關する建議の趣旨に對しまして、詳細、熱誠なる御議論を承りましたが、洵に結構なる所の御趣旨と存じます、此の問題に付きましては司法當局に於きましても豫ね豫ね考究致して居る所の問題であります、殊に憲法が改正せられんと致して居りまする今日に於て、其の線に沿ひまして婦人の地位の向上と共に、特段の考慮を拂ふの必要があると存じて居ります、唯目下の所では、此の憲法の改正に伴ひまして、只今趣旨御辯明の中にありました通り裁判所構成法を初め民法、刑法等速急に制定を急ぐべき所の立案關係がございまして、是等の關係上、今直ちに此の家事審判所設置に關する件に付きまして立案に著手することが出來なかつたのを洵に遺憾と存じて居ります、仍て至急適當の機會を求めまして十分考究の上本案の御趣旨に副ひまするやうに努力を致したいと考へて居ります

政府は憲法改正（新憲法制定）にともなう諸法の整備に忙殺され、家事審判法の立案作業に着手する余裕は、まだ、なかったのである。

B・現実を直視する我妻栄

昭和二一年一〇月九日、貴族院の自作農創設特別措置法案特別委員会において、貴族院議員（勅撰議員、無所属倶楽部）の我妻栄が、たいへん興味深い発言をしている。我妻は東京帝国大学法学部教授で、民法学者である。我妻は、まず、こう前置きする。

質問に事寄せて私の考を申上げる積りはありませぬですが、民法改正要綱に現れて居る所が往々にして誤解されて居つて、どうしても物で全部分けると云ふ民法の規定になつて居るのだと云ふやうに解釈して居られる方が間々あるやうに思はれますので、皆さんの御了承を得まして、民法の改正要綱に現れて居る所が何處迄のことを要求して居るのかと云ふことを申上げて、其の上で農林當局として其の上のことを御考へ下さいと云ふことを御尋ねすることに致したいと思ひます、

こうして我妻は、自作農創設特別措置法案の審議に関連して、準備中の新民法（家族法）に関する自説を展開するのである。長文にわたるが、当時の日本社会の実態が活写されているので、全文を引用する。

民法の建前から申しましても、現物で分けると云ふことは少しも要求して居らないのであります、結局遺されたる財産の價値全體として考へる、不動産もあるだらうし、動産もあるだらうし、預金もあるだらう、それ全體を價値的に計算して、それを今度が遺された妻と子供達とに分けると云ふことになりませう、先づ第一に決して現物で分けると云ふことを要求して居るのぢやないと云ふことをはつきり申上げて置きたいと思ひます、從つて少し話が、細かくなりますが、例へば父親が死んだ後、子供が五人ある、さうして長男だけが農業を承繼して、後の子供達は都會に出て工場で働くと云ふやうな場合を考へて見ますと、先づ彼等は如何に相續するかと

（六）

云ふことを協議することになります、協議をする場合に、長男は無論自分が百姓であるのだから土地や畑は分けてやれないと申しませう、それから次男三男は都會に出て働いて居るのでありますから、土地を貰つても不在地主になりますから土地を欲しいとは申さないだらうと思ひます、そこで次男は金を貰ふ、長男は不動産を貰ふと云ふ協定が恐らくは成立つだらうと考へられる、併し金がなかつたらどうするかと仰しやるでせうが、さう云ふ場合には長男はまあ借金をして拂ふと云ふことになりませう、併し農耕地は御承知の通り擔保に入れることが出來ないから、借金があればどうなるだらうか、結局の所は長男が次男三男に對して證文を書いてさうして年賦償還でお前に是だけの物を分けてやらうと云ふやうなことをする、それが恐らくは最後の手段、最後の方法で、そんな所で協議が成立つのではないかと考へられるのであります、併し勿論總て理想通りには行きませぬので、理想通りに行きませぬ時には、協議整はざる場合には家事裁判所（ママ）に出て來る家事裁判所（ママ）は諸般の事情を考慮して、恐らくは私が只今申上げたやうな方法で此の分割方法を定めてやると云ふことになるだらう、其の分割方法は協議に依つて決めるのであつて、決して現物で分けるのでないと云ふことが第一に御注意願ひたい點だと思ひます、併し第二に、さうやつて分けましても、次男三男に行く部分が非常に多うございますと、矢張り借金の形で長男が之を脊負つて行く、我が國の小さい農民が起上り際から借金を脊負ふと云ふことは非常に困ることだと云ふことは申す迄もないことであります、それならばどれだけの割合が借金になるだらうかと云ふ問題になる譯であります、詰り分割の割合と云ふ點であります、是は要綱で定まつて居る所に依りますと、殘されたる妻が三分の一、其の殘りの三分の二を子供達で平等に分けると云ふことになつて居ります、從つて先程のやうに、子供が五人と妻があつたと云ふやうな場合を想定しますと、數學が少し細かになりますが、妻は三分の一、長男は三分の二の五分の一ですから、十五分の二と云ふことになります、そして此の長男は、農業ですから母と一緒に居りませうから、さうすると長男は母の受ける三分の一と自分が受ける十五分の二と合計十五分の七、詰り四割六分六厘を持つ、相續する、そして五割三分三厘の借財を次男、三男、四男、五男に負ふ、斯う云ふことになります、半分以上の借金を負ひますから、なかなか辛いと云ふことになるのであります、そこでもう一つ方法が考へられます、それは父親は財産を生前に又は遺言で自分の財産は半分は自由に處分することが出來ることになつて居りますので、父親が此の權利を行使して呉れますと、そして生前に全財産の半分を長男に讓つたと假定致しますと、さうしますると長男は先づ二分の一を貰ひまして、殘りの二分の一を、只今申しましたやうに、母と此の五人の子供達に分けることになります、さうすると母親の計算が今度は違つて參りまして、二分の一を差引いた殘りの二分の一に付て、母は三分の一、即ち全體の六分の一を取り、又長男は二分の一の三分の二の五分の一、即ち十五分の一と云ふものを長男が貰ふことになります、其處へ母親の分と長男の分を今度は一々加へて見ますと、父親から

（七）

特別に貰ふ二分の一と、自分が子供の一人として受ける十五分の一と、母親の受ける六分の一とを加へまするとと、十五分の十一と云ふ形になつて參ります、即ち七割三分三厘になります、そして次男以下に對して二割六分六厘を負擔すると云ふことになります、斯様に考へて來ますと、七割三分三厘を長男が承繼して、殘りの二割六分六厘を次男以下五男迄に對して、年賦償還で負擔すると云ふことが、理想的に行はれた場合の長男に取つての負擔になるだらうと云ふことになるやうに考へられます、で只今子供が五人あると云ふ假定を致しましたのですが、子供が三人に減れば長男の取る部分が少し多くなり、詰り次男以下に對して負擔する借金が少くなると云ふのが、是が現在民法の考へて居る所なのであります、で斯う云ふ立場に於て、尚日本の農業と云ふものを農林當局として能く考へて戴きたい、で民法が斯う云ふ風にやることを考へて居りましても、色々不都合を生ずるだらうと考へられるのであります、即ち第一に長男が非常に弱氣で、次男達の主張に從つて、兎に角小さく分けようと云ふやうなことを言ひ出すと、是は大變困りますので、長男は飽く迄も分けないと頑張つて呉れると、協議整はざる場合と云ふので家事裁判所に來ると云ふことになりますけれども、長男が弱氣で、それぢや一町歩の土地を三段歩宛分けようと云ふやうなことになると、先づ大變困る、そこで尠くとも、例へば相續の場合でも農地は一定面積の以下に分け得ないと云ふやうな法律は、最小限度に必要なのぢやないかと云ふことに考へられるのであります、それから又遺言で、半分だけは長男に讓ることが出來ると申しましたが、我國では御承知の通り、遺言を書くと云ふ風習が非常に行渡つて居りませぬので、從つて農民を指導すると云ふやうな場合に、生前に財産をはつきりと處分して置くと云ふやうな風習を作るやうに指導することが必要になるのぢやないかと云ふ風に考へられるのであります、それから又私は先程次男、三男は東京に出て、都に出て工場で働くと云ふ例を擧げたのでありますが、そして其の場合には問題は比較的簡單だらうと思はれるのですけれども、次男、三男も矢張り農村に居つて耕作をして行きたいと云ふやうな時には、問題は相當深刻になるだらうと思はれます、其の場合に共同耕作と云ふやうな方法を認めたのが宜いのか、其の共同耕作と云ふやうなことを認める場合には、其の收益をどう分配するかと云ふやうなことに付て、相當の指導をして行かないと、爭を生ずる虞もあるだらう、又我國の農業の全體から見て、次男以下はさう農業に執著しないで、何とかして都會に出て行くと云ふやうな方法、只今の大臣もちよつと仰しやいましたやうに、職業の指導をするとか何とかして、農業に執著しないやうな指導をすると云ふことも考へられるだらう、そして最後には單にさう云ふ民法の規定だけぢやなく、破産制度と云ふやうな所迄やらなければならないかも知れない、

（八）

当時の日本社会で頻発したであろう具体的事例を想定しつつ、新民法が理想とする新しい家族のあり方と現実の日本社会の家族の実態とを帝国議会で明確に述べている、たいへん興味深い内容

である。この発言の最後は、家事審判所のあり方に関する内容である。

それから私は家事裁判と云ふものを家事審判所に持つて行くと、非常にうまくやつて呉れると申しましたけれども、家事審判所と云ふものはまだ未定の制度でありまして、どう云ふ風に出來るのか現在の所では分つて居りませぬ、單なる裁判官ぢやなく、實情に通じた人を入れると云ふことにはなつて居りますけれども、全國の家事審判所に果して農民家族の相續と云ふ問題を妥當に解決するだけの有能な人を得ることが出來るかどうかも甚だ疑問だらうと思はれるのであります、從つて家事審判所と云ふものの活動に對して農林當局としては矢張り指針を與へると云ふ積りで準備を爲さる必要があるのぢやないかと思はれるのであります、斯樣な立場から考へまして、大臣の今仰つしやるやうに或は法律を作ることになりますと、司法當局との折衝と云ふことになりませう、司法當局は法律的な技術には非常に進歩して進んで居るのでございますけれども、何と申しましても、農業の實際と云ふことになりますと、當面の農林省が農事の資料を提供して下さらなければ、十分なものは出來ないだらうと思ひます、さう云ふ點に付て更に一層御盡力を願ひたいと思ふのであります、で時日は非常に切迫して居りますので、此の民法の施行は申す迄もなく、新憲法公布の後六箇月から施行になりますから、もう大體半年しかないのであります、此の半年の間に此の大問題に付て特別の立法をすると云ふことは餘程一生懸命にならないと出來ないことだらうと思ひます、農林當局が自作農創設と云ふ大事業を爲さる時に、又此の制度を考へると云ふ大事業を爲さることは甚だ重荷だと存じまして、十分御同情は申上げますけれども、是等の點を御考の上で一つ十分な御盡力を下さるやうに、質問がいつの間にか希望になつて參りましたけれども、ちよつと申上げて置きます

右にあげたような事例が次々と家事審判所に持ち込まれたとして、はたして家事審判所は十分かつ適切な対応をとることができるのか。「まだ未定の制度」で「どう云ふ風に出來るのか現在の所では分つて居りませぬ」家事審判所は「單なる裁判官ぢやなく、實情に通じた人を入れると云ふことにはなつて」いるものの「農民家族の相續と云ふ問題を妥當に解決するだけの有能な人を得ることが出來るかどうかも甚だ疑問」だと、我妻は厳しく指摘するのである。「農業の實際と云ふことになりますと、當面の農林省が農事の資料を提供して下さらなければ、十分なものは出來ない」とする我妻の現実認識は正しいと言わざるを得ない。

「家事審判制度」の「大体の構想」[25]が本格的に議論される直前になされた、日本社会の現実を見すえた我妻の発言は、きわめて重要である。山下春江議員が提出した「家事審判所設置に關する建議案」は第九〇回帝国議会の衆議院において、「政府は、婚姻、離婚又は財産分配等、家庭内の紛争を簡易に解決する家事審判所を設置せられんことを望む。」とする「家事審判所設置に關する建議」として成立した。しかし、家事審判所への過度の期待は、まだ禁物なのである。

二　家事審判所参与員の役割

（一）家事審判所の担い手――参与員

「啓蒙機關、教化機關、救済機關たる社會的福祉的機能を持つ」「民衆の隣りにある裁判所」[26]であることを期待されて発足した家事審判所は、裁判官である家事審判官とともに、民間人たる参与員が、きわめて重要な役割を担う。右に見た我妻栄の懸念は、実際に設立された家事審判所において、はたして払拭されたのか。

最高裁判所は家事審判法の公布（昭和二二年一二月六日）をうけ、同年一二月二〇日、「参与員となるべき者の選任規則」（最高裁判所規則第一三号）を制定した。この規則は、家事審判法第十条第三項の委任に基づいて、参与員候補者の資格、員数、選任方法等を定めたものである。[27]その全文は、つぎのとおりである。

参与員となるべき者の選任規則

第一条　参与員となるべき者は、徳望良識のある者の中から、これを選任しなければならない。

第二条　左の各号の一に該当する者は、これを参与員となるべき者に選任することができない。

一　禁治産者及び準禁治産者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

三　公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四　裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第三条　参与員となるべき者に選任される者の員数は、家事審判所毎に二十人以上とする。

第四条　地方裁判所は、参与員となるべき者を選任するには、当該地方裁判所に置かれた家事審判所委員会の意見を聴かなければならない。

第五条　この規則に定めるものの外、参与員となるべき者の選任に関し必要な事項は、地方裁判所においてこれを定めることができる。

附則

①　この規則は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

②　地方裁判所は、昭和二十三年三月三十一日までは、第三条又は第四条の規定にかかわらず、参与員となるべき者を選任することができる。

③　前項の規定による選任は、昭和二十三年五月一日から、その効力を失う。[28]

日本国憲法の制定をうけて全面改正された民法（家族法）、そして家事審判所について規定する家事審判法の施行と同日に、右の最高裁判所規則は施行されたのである。ここで重要なことは、右の規則にしたがって、いったい、どのような人びとが「参与員となるべき者」として各地方裁判所から選任されたのかという点である。第五条の規定も含め、各地方裁判所における実態の解明が今後の課題となる。

また、右規則の第四条にある「家事審判所委員会」については、右規則と同様、最高裁判所規則として「家事審判所委員会規則」が右規則と同日に制定されている。その主な条文は、つぎのとおりである。

家事審判所委員会規則

第一条　家事審判所委員会（略）は、各地方裁判所に、これを置く。

第二条　各委員会は、当該地方裁判所の監督に属し、その諮問に応じて当該地方裁判所の管轄区域内における家事審判所の設立準備及びその監督に関する必要な事項を調査審議する。

②　各委員会は、前項の事項につき監督地方裁判所に建議することができる。

第三条　各委員会は、委員二十人以内でこれを組織し、そのうち一人を委員長とする。

第四条　各委員会の委員は、左に掲げる者の中から、当該地方裁判所が、これを命じ、又は委嘱する。

一　当該地方裁判所の裁判官

二　検察官

三　弁護士

四　当該地方裁判所の管轄区域内にある地方公共団体の職員

五　学識経験者

第五条　各委員会の委員長は、各委員会の委員が、互選する。

②　委員長は、会務を整理する。

③　委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第六条　《以下略》

右の規定からわかるとおり、家事審判所委員会は、家事審判所の設立、運営（第二条）、および参与員となるべき者の選任（参与員となるべき者の選任規則第四条）について、きわめて重要な役割をはたす。では、実際に各地方裁判所において、いったい、どのような人びとが委員となり、どのような活動を行なったのか。この点についても今後の解明が必要となる。

（二）家事審判所の参与員に求められる資質

昭和二三年一月の家事審判所発足にあたり、最高裁判所は「家事審判所で直接家庭事件の処理に携わる参與員や調停委員」に対し「家事審判所の常識」をまとめた『家事審判所の話』と題する「小冊子」を配付した。[29] この冊子の「四、家事審判官、参與員、調停委員にはどんな人がなるか」では、家事審判所の担い手として求められる資質が書かれている。ここでは「民間の有識者」[30]として事件を強制的に解決する方法たる審判に「関與する」「重大」[31]な職務を担う参与員について見ておこう。「（二）参與員」の冒頭には、つぎのとおり書かれている。

地方裁判所は、毎年予め徳望良識のある方の中から、参與員の候補者を選任しておくのです。この参與員候補者を選任するには、裁判官、検察官、弁護士、都道府県知事、市町村長、学識経験者等で作られた民主的な家事審判所委員会の意見を聴かなければなりませんし、又禁錮以上の刑に処せられた者や官吏や待遇官吏や公職追放者は選任されません。この参與員候補者の人数は、一の家事審判所毎に二十名以上ですから、例えば、一の地方裁判所の管内に五の家事審判所があれば、百名以上となるわけです。そしてこの中には、相当数

の婦人の参與員候補者もいるのです。[32]

参与員は前述の「参与員となるべき者の選任規則」によって選任される。最高裁判所が、まず要件としてあげているのは右規則第一条にある「徳望良識のある」人物という点である。敗戦間もない日本の地域社会にあって、いったい誰が「徳望良識」を兼ね備えた人物であるとされたのか。占領下の改革が推進されるなか、当時の人びとが共有していた「徳望良識」とは、いかなるものであったのか。そして、はたして誰が参与員に選任されたのか。これらの実態解明が必須である。

これに関連し、家事審判所委員会規則第四条は同委員の任命について規定するが、その第四号には「当該地方裁判所の管轄区域内にある地方公共団体の職員」とのみ書かれている。しかし、最高裁判所の右の小冊子には「都道府県知事、市町村長」と明示されている。最高裁は「民主的な家事審判所委員会」と言うが、敗戦から二年半が経過した時点での、その実態は、はたして、いかなるものであったのか。解明すべき点は多い。

むすび――「啓蒙機關、教化機關[33]」としての家事審判所――

家事審判所が創設された目的は「家庭事件について氣安く公権的判断を受けさせること」にあった。[34]「公権的」であるが「氣安く」という点は、「民間人の關與によつて、親族間の情誼と義理人情とを考慮した」具体的妥当な処理[35]を行なう家事審判所の特質を考えるにあたって、たいへん重要である。

民間人である参与員または調停委員が家事審判所の審判または調停へ適切に関与することにより、家事審判所は基本的に「公権的」性質を有しながらも、家庭事件に直面する当事者にとって「氣安く」利用できる裁判所となる。家事審判官、参与員、調停委員など、家事審判所を構成する人びとが皆「親切である」ことが求められる。そして「親切である」ことが家庭事件に直面する当事者へ「明日の希望を與へる」ことになるのだ。[36]

このように考えると、家事審判所は、裁判所であると同時に、まさに「啓蒙機關、教化機關」としての役割を併せ持った「社會的福祉的機能を持つ」「救済機關」[37]であると言えるだろう。家事審判所の、このような基本的性格は、その後身たる家庭裁判所に、[38]現在、より強化されて受け継がれていると言ってよい。元家庭裁判所調査官の廣井亮一が言うように「司法としてのプロセスにおいて、少年や家族の問題解決を援助するという臨床的な機能を展開することが、家庭裁判所の最も大きな特徴」[39]だからである。

家事審判所が創設される前年（昭和二二年）の三月三一日、日本国憲法の施行（五月三日）を目前にして、新たに教育基本法が公布、施行された。「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」と前文で謳う同法は、その第一条で、つぎのように言う。

第一条（教育の目的）　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

そして、右の目的を達するため、続く第二条で、こう述べる。

第二条（教育の方針）　教育の目的は、あらゆる機会に、あ

らゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

教育は「あらゆる機会に、あらゆる場所において」「実際生活に即し」「実現されなければならない」のである。第五条は、男女の敬重、協力を謳う。

第五条（男女共学）　男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

さらに第七条第一項は、家庭教育に言及する。

第七条（社会教育）　家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

家事審判所は、日本国憲法に適合した「民主的な家庭」[40]の実現を担うことを期待されて誕生した。先に紹介した『朝日新聞』の社説「家事審判所設置の意義」は、つぎのように結ぶ。

また審判官や参与らに対しては家庭内の紛争について、温い、親切味のある態度をもつて臨んでもらいたいのである。民間人の参與による家事審判制度がうまく行くかどうかに、新民法の成果はかかつているといわねばならぬ。[41]

家事審判所は、「啓蒙機關、教化機關」としての役割を併せ持った「社會的福祉的機能を持つ」「救済機關」[42]として、敗戦直後の日本社会の家庭が直面した諸問題に、どのように向き合い、その解決を図ろうとしたのか。その実態解明が、つぎの課題となる。

注

*1　本稿とあわせて「家事審判所の組織と権能――日本国憲法施行期の役割――」を『川口短大紀要』最新号（第三五号、二〇二一年一二月）へ発表した。ぜひ参照されたい。

*2　最高裁判所事務局民事部『家事審判所の話』一九四八年一月、一三ページ。

*3　同右、一～三ページ。

*4　同右。

*5　豊水道祐「家事審判所の組織、管轄及び手續について」『判例タイムズ』第三輯、一九四八年八月、三四ページ。

*6　同右、三二ページ。

*7　家事審判官をはじめとする家事審判所の組織については右拙稿を参照されたい。

*8　佐伯俊三「家事審判所の發足」『判例タイムズ』第四輯、一九四八年一一月、五四ページ。

*9　豊水、前掲「家事審判所の組織、管轄及び手續について」三四ページ。

*10　同右。

*11　『朝日新聞』昭和二二年（一九四七）一〇月二七日。

*12　同右。

*13　家事審判所の創設をめぐる歴史的背景については別稿を準備している。なお、人事調停法（昭和一四年〔一九三九〕公布。昭和二二年、家事審判法施行法により廃止）については雨倉敏広『明治国制史――明治憲法下における人事調停法への帰結――』（一藝社、二〇二一年）が詳しい。

*14　『朝日新聞』昭和二一年一一月一九日。

*15　制定された家事審判法規の詳細については前掲拙稿を参照されたい。

*16　稲田龍樹「昭和民法（家族法）と協議（上）」『学習院法務研究』第

一二号、二〇一八年一月、八三ページ。
*17 同右。
*18 同右、一〇四ページ。
*19 同右、一一二ページ。なお「甲類事項と乙類事項」については前掲拙稿を参照されたい。
*20 同右、一一三ページ。
*21 司法省民事局民法調査室の役割については、同調査室に勤務した三淵嘉子の活動に焦点を当てた別稿を準備している。
*22 前掲『朝日新聞』昭和二一年一一月一九日。
*23 家事審判所に関する帝国議会の審議内容は国立国会図書館「帝国議会会議録検索システム」による。
*24 前掲『朝日新聞』昭和二一年一一月一九日。
*25 同右。
*26 佐伯俊三、前掲「家事審判所の發足」五四ページ。
*27 家事審判法をはじめとする家事審判法規の概要については前掲拙稿を参照されたい。
*28 「最高裁判所規則」『判例タイムズ』第三号、一九四八年八月、六二ページ。
*29 最高裁判所事務局民事部『家事審判所の話』一九四八年一月（前掲）。
*30 同右、二ページ。
*31 豊水道祐、前掲「家事審判所の組織、管轄及び手續について」三三ページ。
*32 最高裁判所事務局民事部、前掲『家事審判所の話』八ページ。
*33 佐伯俊三、前掲「家事審判所の發足」五四ページ。
*34 豊水道祐、前掲「家事審判所の組織、管轄及び手續について」三四ページ。
*35 同右、三二ページ。
*36 佐伯俊三、前掲「家事審判所の發足」五四ページ。
*37 同右。
*38 清水聡『家庭裁判所物語』日本評論社、二〇一八年。同書は家事審判所を「家庭裁判所の前身」として少年審判所とともに紹介する（第一章三）。
*39 廣井亮一『家裁調査官が見た現代の非行と家族――司法臨床の現場から――』創元社、二〇一五年、一五ページ。
*40 三淵嘉子「民法改正余話」『ケース研究』第一八五号、一九八一年八月、三ページ。
*41 前掲『朝日新聞』昭和二二年一〇月二七日。
*42 佐伯俊三、前掲「家事審判所の發足」五四ページ。

The Role of the Court of Domestic Relations in Japan After World War Ⅱ

NAGANUMA, Hideaki

キーワード：家事審判所、帝国議会、参与員
Key words ：court of domestic relations, imperial diet, counselor